

# 令和2年ハブクラゲ発生注意報発令要領

## 1 趣 旨

本県には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、年間100～200人前後の刺症被害が発生している。

これから本格的な海水浴シーズンを迎えるにあたり、海に出入りする機会が多くなるが、ハブクラゲは6月頃から人体に被害を与える大きさに成長するため、マリシレジャーの際には十分注意する必要がある。

このようなことを鑑み、広く県民及び観光客に対し、ハブクラゲ刺症についての注意を喚起し、ハブクラゲによる被害の未然防止を図る。

## 2 発令期間

令和2年6月1日（月）～9月30日（水）

## 3 広報活動

- (1) 県内の報道機関に対し、注意報発令の趣旨、ハブクラゲ刺症に関する情報等を提供し、ハブクラゲ刺症防止について協力を要請する。
- (2) 県の機関や市町村、各種団体等に対し、注意報発令を通知し、リーフレット、ポスター等を配布するとともに、各種広報媒体への掲載を依頼する等協力を呼びかける。
- (3) ハブクラゲ発生注意報 別紙のとおり